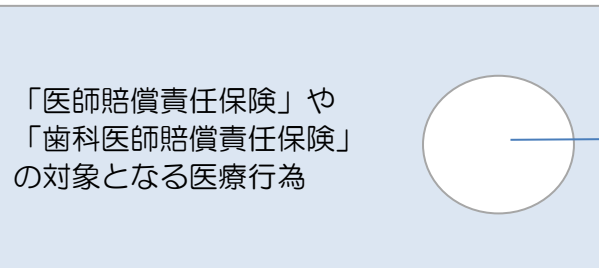


美容医療サービスを対象とした補償について

●大手損保社が販売している「医師賠償責任保険」や「歯科医師賠償責任保険」では、医療事故のうち美容医療による賠償責任は対象外となっています。



●「美容を唯一の目的とする医療行為」は”免責”とされています。

●例えば、クリニックが下図のように美容医療を兼業している場合。

形成外科	美容外科
皮膚科	美容皮膚科
歯科	審美歯科

●ちょうど補償範囲に穴が開いている状況で、カバーする保険が存在しない状態でした。

●美容医療サービス分野を対象とした日本初の保険商品が誕生しました。



●それが、当社の「美容医療賠償責任保険」です。